

日程第 2 議案第 4 2 号

熊谷市立幼稚園保育料減免に関する規則を廃止する規則

熊谷市立幼稚園保育料減免に関する規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 3 1 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前までの熊谷市立幼稚園の利用に係る保育料については、この規則による廃止前の熊谷市立幼稚園保育料減免に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

日程第 2 議案第 4 3 号

熊谷市立幼稚園給食実費徴収規則の一部を改正する規則

熊谷市立幼稚園給食実費徴収規則（平成 3 1 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「保護者」の次に「(熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 2 9 号）第 1 4 条第 4 項第 3 号ア(ア)及びイ(ア)に該当する場合の保護者を除く。)」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 2 条第 1 号の規定は、この規則の施行の日以後の給食の実施に係る経費について適用し、同日前の給食の実施に係る経費については、なお従前の例による。

熊谷市立幼稚園給食実費徴収規則の一部を改正する規則新旧
対照表

熊谷市立幼稚園給食実費徴収規則（平成31年教委規則第2
号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給食実費の徴収対象者）</p> <p>第2条 給食実費の徴収対象者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 熊谷市立幼稚園に在園し、給食を受ける園児の保護者 <u>（熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）第14条第4項第3号ア（ア）及びイ（ア）に該当する場合の保護者を除く。）</u></p> <p>(2) （略）</p>	<p>（給食実費の徴収対象者）</p> <p>第2条 給食実費の徴収対象者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 熊谷市立幼稚園に在園し、給食を受ける園児の保護者</p> <p>(2) （略）</p>